

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日は、翌日
の翌日)
に当る

目 次

◇ 告 示 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し(税務課)

保険医療機関等の指定(保険課)

保安林の指定の解除予定(森林保全課)

県道の区域の変更(道路課)

一般国道の供用の開始()

県道の供用の開始()

◇ 選 挙 告 示 選挙管理委員会の招集

告 示

鳥取県告示第七百八十五号

鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)第百三十九条の三第二項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、告示する。

平成七年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百八十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成七年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	指定取消年月日
株式会社ジエイエイいなば燃料センター 代表取締役 横山 英雄	鳥取市千代水一丁目六一	平成七年十一月三十日
名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
宮川医院	東伯郡大栄町大字瀬戸四五―二	平成七年十一月十五日
梅沢産婦人科医院	鳥取市南吉方三丁目五二二	平成七年十二月一日
栄町クリニック	鳥取市栄町二二―二	〃
ひまわり内科クリニック	鳥取市雲山二四三―三八	〃
つくだ医院	倉吉市中江三二七―三	〃
医療法人元町病院	境港市上道町一八九五―一	〃
医療法人社団小林門脇外科内科医院	境港市明治町一七〇	〃

川西歯科医院	倉吉市西倉吉町二一	〃
音田歯科医院	東伯郡東郷町大字旭七七一一	〃
民本医院	米子市旗ヶ崎七丁目二五一一八	平成七年十二月三日
瀧田小児科医院	鳥取市湖山町北四丁目八一八一	平成七年十二月六日
井奥産婦人科医院	倉吉市仲ノ町七七〇	〃
大草歯科医院	鳥取市桜谷四〇七	〃
池原整形外科医院	米子市日原八〇四一一	平成七年十二月八日
岸齒科医院	鳥取市末広温泉町一六三	平成七年十二月十二日
谷口齒科医院	東伯郡羽合町大字久留一八一	平成七年十二月十三日
たむら調剤薬局	鳥取市西町五丁目一一三一一	平成七年十二月一日
トロー薬局	倉吉市山根五八二一一	〃
津村薬局	倉吉市山根六〇三一一	〃
どい薬局	米子市西福原六丁目二一一九	〃

鳥取県告示第七百八十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成七年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
日野郡日南町茶屋字小糖子家古林八七八の五
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第七百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成七年十二月十五日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成七年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路 線 名	変 更		区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前後別	変更前後			
倉吉東郷自 転車道線	変更前	倉吉市石塚字岸ノ下一三六一一七地 先から同字一三五一九地先まで	倉吉市石塚字岸ノ下一二八一六地先 から同字一三五一九地先まで	三・六	九・〇
	変更後	倉吉市石塚字岸ノ下一二八一六地先 から同字一三五一九地先まで		三・六	一七・〇

鳥取県告示第七百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

